

	No.	事業名	事業概要	平成23年度 事業計画	平成23年度 事業実績	所管局
3. 男女平等参画を推進する社会づくり						
(3) 推進体制						
ア. 都における体制						
	204	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。	総会5回 部会10回	・総会3回、部会8回 ・「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」答申 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」答申	生活文化局
	205	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。(再掲)	(No. 201参照)	(No. 201参照)	生活文化局
	206	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。(再掲)	(No. 197参照)	(No. 197参照)	生活文化局
	207	研修の実施	講師養成研修「男女平等推進科」 セクシュアル・ハラスメント相談員及び局の人権・セクハラ研修の講師を対象に男女平等参画についての研修を行います。(再掲)	講師養成研修「男女平等推進科」は、平成22年度より廃止 講師養成研修「人権・同和問題科(基礎)」に統合(参照o. 149)	・講師養成研修「男女平等推進科」平成22年度より廃止 講師養成研修「人権・同和問題科(基礎)」に統合(No. 149参照)	総務局
			男女平等研修 職員を対象に男女平等参画に関する研修を実施します。(再掲)	(No. 149, 187一部参照)	(No. 149, 187参照)	各局
イ. 相談(都民からの申出)						
	208	男女平等参画に関する総合相談	ウィメンズブラザにおいて、男女平等参画の推進に関する問題や人権侵害など、女性の抱える様々な悩み相談、法律に関する相談、男性のための悩み相談等に対応した総合相談を実施します。(再掲)	・一般相談 総相談件数15,582件(DV相談4,815件含む) ・配偶者相談支援センターの総合相談 ・特別相談 ・男性相談 ・自助グループ活動支援事業 ・相談員のためのスーパーバイズ	・一般相談 総相談件数17,410件(DV相談5,226件含む) ・配偶者相談支援センターの総合相談 ・特別相談 ・男性相談 420件 ・自助グループ活動支援事業 33回 ・相談員のためのスーパーバイズ 月1回	生活文化局
	209	福祉相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。(再掲)	(No. 107参照)	(No. 107参照)	福祉保健局
	210	労働相談	賃金、昇給などの男女間の格差や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行います。(再掲)	労働相談などで対応 (No. 9、150参照)	労働相談などで対応 (No. 9、150参照)	産業労働局
	211	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。(再掲)	(No. 204参照)	(No. 204参照)	生活文化局

ウ. 区市町村や事業者等との連携					
212	男女平等参画を進める会の運営	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関し、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置し、各々の行動計画の取組状況について、報告等を行います。	総会 2回	総会 2回	生活文化局
213	区市町村との連絡会議等	都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。	・区市町村男女平等参画施策担当者連絡会議 年5回 ・15都道府県主管課長会議 年1回 ・大都市主管課長会議 年1回	・区市町村男女平等参画施策担当者連絡会議（課長会(区2回、市町村1回)、担当職員連絡会(市町村1回)） ・15都道府県主管課長会議 年1回 ・大都市主管課長会議 年1回	生活文化局
214	区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。	年1回（ホームページ上で公表）	ホームページ上で公表	生活文化局
215	行政機関男女雇用平等推進担当者連絡会議の開催	男女雇用平等、仕事と家庭との両立支援等に係る意見や情報交換のため、国・都・区市町村との連絡会議を開催します。	年1回	年1回	産業労働局
216	女性センター連絡会議等の開催	男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、ウィメンズプラザの事業運営等に関して、都内のセンター等から意見・提言を受けるとともに、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。	館長等会議 年2回	館長等会議 年1回 平成23年7月4日	生活文化局
217	区市町村職員等への研修の実施	区市町村の相談員等や男女平等参画（女性）センター職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。	・男女平等推進担当職員研修 実務編1回、実践編1回、応用編1回	・男女平等推進担当職員研修 実務編1回・実践編1回・応用編1回 延べ118名参加	生活文化局
			・相談員のためのスーパーバイズ 月1回	・相談員のためのスーパーバイズ 月1回	
			・相談員養成講座 講義2回、演習4回	・相談員養成講座 講義2回・演習4回 延べ201名参加	
218	アジア大都市ネットワーク21共同事業「女性の社会参画」への参加	男女平等参画社会の実現に向けて、アジア大都市セミナーへ参加するなど、アジアの大都市との連携・協力により、共通の課題の解決に取り組めます。	「アジア大都市セミナー」への参加	「アジア大都市セミナー」への参加 23年度実績なし	生活文化局

☆は、「男女平等参画のための東京都行動計画」（平成19年3月）策定以降の新規事業